

運営審議委員会に関する規則の一部改正について

平成 23 年 8 月 3 日
特定非営利活動法人
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 改正の趣旨

一般社団法人第二種金融商品取引業協会が金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定金融商品取引業協会として認定されたことに伴い、同協会の役職員も運営審議委員会委員として参加できるようにするため、運営審議委員会の委員の構成について見直すこととする。

2. 改正の内容

運営審議委員会の構成のうち、自主規制団体又は学識経験者の区分の上限を 8 人以内から 9 人以内に改めるとともに、理事長が指名する理事の区分を廃止する。

その他、所要の整備を行う。

3. 施行日等

- (1) この改正は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。
- (2) この改正の施行後最初に選任される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 24 年 6 月 30 日までとする。

以 上